

## Colabo 及び仁藤夢乃さんに対する誹謗中傷等について・補足説明 2

2022 年 12 月 3 日

一般社団法人 Colabo 及び同代表理事仁藤夢乃代理人弁護士

### 1. 四半期ごとの報告額と実際の支出額との不一致について

車両関係費について、「四半期ごとの都への報告の金額と、年間の個々の実際の支出の内訳を事後的に、各四半期ごとに分類して集計してみた金額とが一致しない。これはおかしいのでは」という意見が見受けられます。

この点については、以下のとおり実務上の事情があり、何ら不正なことではありません。

四半期ごとの都への報告の金額は、実務上、仕訳がすべて完了していない等で必ずしも厳密な確定的金額ではない事情があり、いわば暫定的な性質を有することは否定できません。

一方、年度を通じた実際の支出の総額は予算額を上回っていますが、当然のことながら東京都から支払われる委託経費は予算額が上限となります。この場合、年度を通じた最終の実績報告は、予算額と一致します。

(全体の支出が予算額を上回った場合、全体の支出を報告するのではなく、あくまで上限である予算額相当の額を報告する扱いとなっている点につきご注意ください。この点は、11月29日付「Colabo 及び仁藤夢乃さんに対する誹謗中傷等について」Q10 (P24)、及び12月1日付「Colabo 及び仁藤夢乃さんに対する誹謗中傷等について・補足説明」の「1」でもご説明した通りです。)

従って報告としては、最後の第4四半期の金額＝予算額－(第1～第3四半期の金額の合計)となっています。

以上を前提として東京都に対する報告を行っているものです。

都の委託事業の委託経費の予算の上限を超過して支出した金額は、既にご説明している通り、Colabo の自主財源から支払っているということになります。

### 2. 令和3年度実施状況報告書の車両関連費の記載について

令和3年度の実施状況報告書のうち車両関連費(実績は1,083,047円だが予算1,028,000円が限度)の報告部分に「タイヤ購入・交換費用」という記載があるが、実際はタイヤを「購入」していないのではないかと、という指摘もありましたので、この点もご説明します。

これについては、単に実施状況報告書の該当箇所につき「タイヤ交換・保管費用」と記載すべきであったところを「タイヤ購入・交換費用」と記載していたものです。車両関連費の内訳は2022年11月29日付説明資料別紙記載の通りであり、これを都にも報告しておりますので、都もこの年度にタイヤ「購入」はなかったことを認識しています。いずれにしても車両関連の様々な用途に支出し、そのうち予算1,028,000円を限度として委託経費の支払を受けたということに変わりはありません。

なお、Colabo が車両のタイヤを購入しても、都への事業実施報告書にその記載がない年もあります。これは、既に11月29日付説明資料（2項）及び12月1日付説明資料（5項）でも述べたように、Colabo の事業のなかで都の委託事業は一部にすぎず、自主財源から支出して購入した場合には都に対する報告義務はないためです。

### 3. Colabo に対する嫌がらせについて

11月29日の記者会見において「嫌がらせメール、送り付け等被害の実態」という資料を配布し、ホームページにも掲載しました。

これに記載した通り、Colabo には以前から、メールでの嫌がらせや頼んでいない商品を代金引換で送りつける等の悪質な嫌がらせがあり、中には殺害予告・レイプ予告という極めて深刻なものもありました。

頼んでいない商品を Colabo または仁藤の名前を騙って購入を申込み、Colabo に届けるといいう「送り付け被害」については、代金引換で届いた場合には配達員に代金支払を断っていますが、その後またその業者から同様の配達がないように都度その業者に事情説明の連絡をしなければなりません。また、代金引換でなく、商品に請求書が同封されていることが開封してはじめてわかるということもあります。例えば教育関連企業から Colabo 宛に商品が届いた際には、その企業からの届け物かと思って開封したところ、請求書が同封されていて、何者かが Colabo の名前を騙って商品を注文していたということがわかったということもあり、必ずしも全て配達員への受取拒否で対応できるものではありません。返送にも都度手間がかかります。頼んでいない商品については当然ながら代金を支払っていませんが、このようなことへの対応のために、本来業務にあてる時間と労力を削られることは大きな苦痛です。そのような苦痛を与えること自体を目的にして、このような「送り付け」という嫌がらせを行う者の所業は極めて卑劣です。

「送り付け」の場合、経済的被害が発生しているのは注文を受けた業者なので、Colabo が警察に相談しても、被害届を提出することはできないと説明されます。加害者は、自身の住所も名前も電話番号も偽って業者に注文しているわけですから、業者も特定できないはずであり、とても卑劣なやり方です。

このような被害を公表することは、かえって模倣犯を増やすのではないかという懸念もあって、今まで伏せてきました。しかし、伏せてきたままでも被害が減るとは限らず、そもそも被害を受けた側が黙っていることはおかしいのではないかと考えました。

これらは、女性差別に声をあげる女性・団体への嫌がらせという性質のものです。このような女性蔑視に根差した嫌がらせが蔓延する社会の中で、今回のような悪質な誹謗中傷被害も起きており、今まで続いてきた嫌がらせと今回の誹謗中傷は同じ社会的土壌から発生したものと Colabo としては認識しています。

そのため、ネット上の誹謗中傷被害についての提訴のなかで、これに連なるものとして、今まで受けてきた嫌がらせについても、この機会にその実態を可視化して社会に問題提起したいという思いもあって公表したものです。

なお、殺害予告や爆破予告、バス車体を傷つけるなど犯罪に該当し得るものについてはもちろん警察に相談し、被害届を出しています。しかし現段階においては、残念ながら、警察から、加害者を特定したとか逮捕したなどの連絡はありません。メールについては、海外のサーバーを経由するなどしていると送信者の特定が困難であるという説明を受けたこともあります。

Colaboとしては、現在も、速やかな捜査の進展を願っているところです。

以上